

平成 30 年 10 月 23 日

学 生 各 位

学生支援センター

松ヶ崎キャンパス内放置・未登録自転車の撤去について（通知）

松ヶ崎キャンパスに自転車で通学する学生は、本学に登録が必要です。登録したうえで、一定条件を満たした学生には、本学から登録シールを発行しています。

このたび、本学の規則・基準に基づき、下記のとおり、放置・未登録自転車の取締・撤去が予定されていますので、お知らせします。

自転車登録をしていない（登録シールを貼付していない）自転車及び登録シールの有効期限（2年）が切れている自転車は撤去処分の対象となりますので、該当する学生は、至急、学生サービス課学生生活係（大学会館2階）で自転車登録をしてください。

また、所定の駐輪場以外に駐輪している自転車も、登録シール貼付の有無にかかわらず撤去処分の対象となりますので、必ず所定（北部・西部・仮設）の駐輪場に駐輪してください。

なお、松ヶ崎キャンパス内は、バリアフリー環境の保全や緊急車両の通行妨害防止などの目的により、原則、所定の駐輪場以外の自転車走行及び駐輪を禁止していますので、留意願います。

記

1. 実施時期 平成 30 年 11 月初旬（予定）
2. 実施範囲 松ヶ崎キャンパス全域
3. 撤去対象 未登録及び登録期限切れ（規定駐輪場内外問わず）の自転車
所定の駐輪場以外に駐輪している自転車
4. 登録窓口 学生サービス課学生生活係（大学会館2階）

以上

<参考>

- ・ 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス交通ルールについて（平成 30 年 2 月）
https://www.kit.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2018/10/20180223_MatsugasakiCampusBicycleRule.pdf
- ・ 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則
<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/print/print110000224.htm>
- ・ 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則実施細則
<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/print/print110000225.htm>

本件問合せ先(担当)
学生サービス課 学生生活係
外線: 075-724-7144, 075-724-7147
E-mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp

構内交通ルールについて

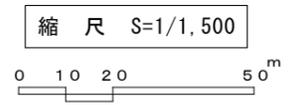
平成30年2月

仮設駐輪場
(約500台)

北部駐輪場
(約650台)

東部駐輪場
(約280台)

西部駐輪場
(約480台)



通行禁止区域

凡 例		表示・標識	
車両出入口		出入口標識	
自転車		進入禁止表示	
バイク		降車喚起表示	
自動車		進入禁止標識	
特別許可車		進入禁止立看板	
駐輪場・駐輪場		身障者用駐輪場	
自転車通行範囲		通行禁止区域場	
自転車駐輪スペース		西構内自動車一方通行	
自転車駐輪場（整備済）			
バイク置場			
駐車場			
仮設駐輪場			